

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

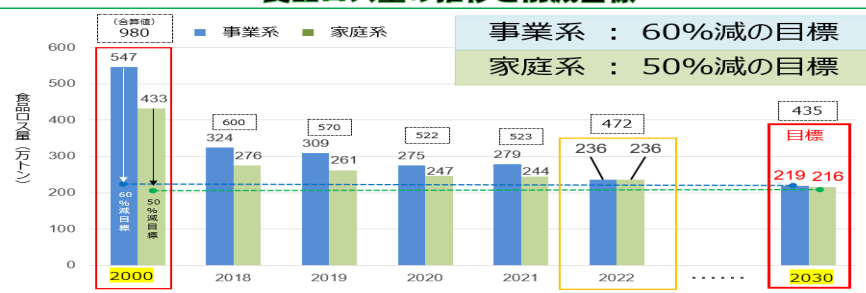
①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※（3）表彰、（5）情報の収集及び提供（継続）

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。



【食品ロス削減推進
サポーター育成用教材】

【国際連携による情報共有】

（2）食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓ **mottECO導入事例**の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



【食品ロス削減・食品寄附促進
アプリ等の活用】

（4）実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ **事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握**と有効活用の検討。
 - ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。
- 【拡充】
- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

（6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ **フードバンク団体等**を介した食品寄附を促進するための**支援の強化**。



【ガイドライン作成
による食品寄附促進】